

様式第10 (第12条関係) (平12通産令221・令元経産令17・一部改正)

(表 面)

第 号	
対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第16条第3項の規定による国際連合事務総長の指定する者の検査等立会い証明書 (ID CARD)	
MEMBER of JAPAN ESCORT TEAM	
写  真	官職及び氏名 (NAME)
	年月日生 (DATE of BIRTH)
	年月日発行 (DATE of ISSUE)
	発行者 印

押出  
スタ  
ンプ

(裏 面)

対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律抜すい

第16条 国際連合事務総長が条約の定めるところにより指定する者は、外務大臣の指定するその職員及び経済産業大臣の指定するその職員の立会いの下に、条約で定める範囲内で、対人地雷を取り扱う場所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 第1項の規定により検査又は質問に立ち会う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第26条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

五 第16条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。